

実践しよう！ かつしかルール

かつしかルールってどんな取組？

葛飾区のごみ量を減らし、資源を良質なリサイクルにつなげるため、区民・事業者・区の三者が協働して行う取組のことで、

かつしかルール ①生ごみの減量



▲かつしかルール

食べきり・使いきりメニューも活用しよう

<水きり>



生ごみを捨てる前に、ぎゅっと一絞り♪

<食べきり>



食べきれ的分だけ作って、おいしく食べきろう。残ってしまったらリメイクしよう。



<使いきり>



余ったら



細かく切って



冷凍保存
(冷凍した日付を記入)

かつしかルール ②雑紙(ざつがみ)を分別して、資源にする

雑紙とは、資源の日に出すことで、リサイクルできる紙類のことを言います。資源化された雑紙は、トイレトペーパーやお菓子の箱などに生まれ変わります♪

資源の日に出すことができる紙(一例)



パンフレット、ポスター、チラシ



トイレトペーパー、ラップの芯



手紙、封筒、ハガキ

★ビニールや金具部分等、紙以外の部分は切り取ってください。

★個人情報や住所は塗りつぶすか切り取ってください。

資源の日に出すことができない紙(一例)

特殊加工されたもの、食べ物等の汚れや洗剤等の強い臭いがついたものは、資源になりません。「燃やすごみの日」にお出してください。



防水加工等されているもの(紙コップ、アイスクップ等)



銀コーティングされているもの(ガムの包装紙等)



水に溶けにくいもの(キッチンペーパー等)



圧着ハガキ(親展ハガキ等)



感熱紙(レシート等)



カーボン紙(複写伝票等)